



議会の傍聴に行ってみよう!



- 毎年3月・6月・9月・12月に開かれる定例会と、不定期で開かれる臨時会があり、本会議と委員会は、原則として公開しています。
- 簡単な手続きで、どなたでも傍聴することができます。事前申し込みは必要ありません。
- 傍聴席では、飲食、喫煙、写真撮影、録音のほか、拍手やおしゃべりなどは禁止されています。携帯電話、スマートフォンなどの使用はできません。
- 傍聴される方は、係員の指示に従ってください。
- 車椅子でお越しになる方は、事前にご連絡ください。



議会の傍聴をするには



1 庁舎4階の議会事務局にお越しください。

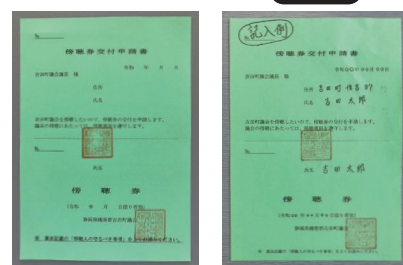
〈議会事務局窓口〉



2 「傍聴券交付申請書」に、名前と住所を記入し提出します。その場で、傍聴券が交付されます。

〈傍聴券交付申請書〉

記入例

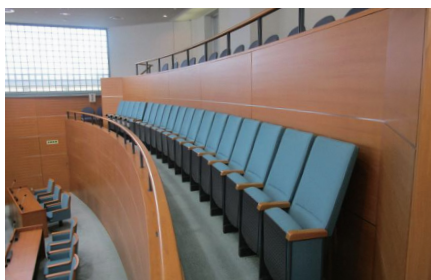


3 庁舎5階に移動し、傍聴席入口よりお入りください。

〈傍聴席入口〉

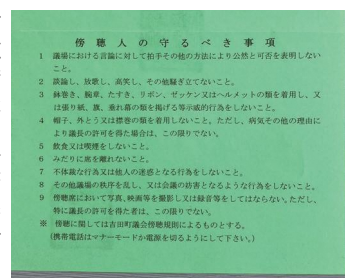


4 傍聴席にお座り下さい。(座席指定はありません。一般席と報道関係者席に分かれています。)



5 傍聴券の裏面の注意事項をご確認の上、議会開会までお静かにお待ちください。

〈傍聴券交付申請書裏面〉



議会傍聴のQ & A

Q1 予約は必要ですか？

A 事前申し込み不要で、どなたでも傍聴できます。

Q2 年齢制限はありますか？

A ありません。

Q3 吉田町民しか傍聴できませんか？

A 町民以外の方でも、外国籍の方でも傍聴できます。

Q4 携帯電話を使用することはできますか？

A 出来ません。必ず電源を切るか、マナーモードに設定してください。

Q5 写真撮影は可能ですか？

A 写真、動画撮影や録音は禁止です。

Q6 はちまきをして入場しても良いですか？

A はちまきや腕章、たすきなどは禁止です。

Q7 会議の途中から入場はできますか？

A 会議中の出入りは可能ですが、審議の妨げにならないように、お静かにお願いします。

Q8 ペットボトルの持ち込みはできますか？

A 飲食はできません。

Q9 傍聴席から議員や町長に声を掛けたい。

A 話しをしたり、騒いだり、拍手をしたりすることは禁止されています。